

# 第2次小野市障がい者計画及び 第3期小野市障がい福祉計画 概要版

## 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展に加え、障がい者全体の高齢化が進むなか、障がいの重度化・重複化の傾向が見られます。また、社会・経済状況などの変化による心的ストレスを要因とした精神障がいの増加もみられるなど、障がい者福祉のニーズは年を追って拡大、多様化しています。生活の質の充実のためには、障がいの状況に応じた施策だけでなく、社会全体としての取り組みが急務となっています。

このような状況の中、障がい者が自立した生活を送ることができる社会の実現をめざし、平成17年に「障害者自立支援法」が成立しました。福祉サービスにおいては、平成15年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られてきました。

小野市においては、平成18年に『小野市障害者計画・第1期小野市障害福祉計画』を策定し、平成19年度より鋭意、計画を推進してまいりました。

また、平成20年度には、前期計画を見直した『第2期小野市障害福祉計画』を策定し、平成21年度より推進してまいりました。

本計画は、これら障がい福祉施策及び社会全体の流れを受け、何よりも障がいの有無にかかわらず、私たち小野市民の一人ひとりが「心ゆたかにいきいきと暮らす」こと、「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」づくりをめざすための指針として『第2次小野市障がい者計画・第3期小野市障がい福祉計画』として策定するものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とし、障がい福祉計画については、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業などの各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから、3年ごとに必要な見直しを行っており、今回は平成20年度に続き2回目の見直しとなります。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1期小野市障害福祉計画											
		見直し	第2期小野市障害福祉計画								
					見直し	第3期小野市障がい福祉計画					
								見直し	第4期小野市障がい福祉計画		
小野市障害者計画											
					見直し	第2次小野市障がい者計画					

## 計画の理念

---

---

### 「心がかよい合い、地域でいきいきと暮らせるまち」

地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人など様々な人びとが生活しています。お互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現していくためには、「障がいのある人を取り巻く社会の意識が変われば、障がいのある人の生活が変わる」という考え方を広めていくことが必要です。また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざし、真の共生社会の実現を築いていかなければなりません。

本市では、障がいの有無にかかわらず一般社会の中で障がいのある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障がいがあってもライフステージのすべての段階において社会・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を確保することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、すべての市民が地域で安心していきいきと暮らせるまちの実現に向けて、施策の推進を図っていきます。

## 障がい者計画

この計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく市町村障害者計画で、6つの基本方向を定め、施策を進めます。

### 広報・啓発活動

---

---

「障がい者週間」「人権週間」などを中心に、講演会などの啓発活動を推進します。また、市の広報紙やホームページ、情報メディアなどの効果的な活用を図り、障がいに関する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図ります。

なお、これら広報・啓発にあたっては情報入手が困難であったり、その手段が限定されている方などに配慮した多様な方法による情報提供に努めるものとします。

### 生活支援

---

---

障がいのある人の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。利用者本位の生活支援体制を構築するために、相談支援や権利擁護などの地域生活支援事業を積極的に推進します。さらに、介護給付、訓練等給付などの自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスの基盤整備等の充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めます。また、地域住民による様々なボランティア活動やNPO、民間企

業などによる活動は、障がいのある人の自立を支えるための支援として非常に重要な役割を担っています。

これら地域の福祉活動への支援をはじめ、ボランティアの育成など、障がいのある人の生きがいを支え、豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

## 保健・医療

障がいのある人の保健医療施策では、障がいの早期発見・早期対応を行うことが最も重要です。また、少子高齢化の進行とともに障がいのある人も高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病などへの対応や、障がいのある人の健康づくりに関しても充実させる必要があります。

そのため、医療機関との連携を一層強化し、適切な保健、医療、医学的リハビリテーションなどのサービスを充実させるとともに、障がいの起因となる疾病などの予防・治療についても、適切に対応していきます。また、障がいの早期発見・早期対応を図るための相談体制の充実を図っていきます。

## 教育・育成

障がいのある人が社会の一員として様々な活動に参加し、住み慣れた地域において生きがいを持って暮らしていくためには、それぞれのライフステージに応じて、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が大変重要となります。

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を展開するとともに、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症

などについての特別支援教育の実施など、教育・療育に関する施策を推進します。

また、障がいのある子どもたちとの交流活動を充実させ、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成するとともに、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築に努めます。

## 障がいのある人の雇用・就労

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労は非常に大切なことです。就労は、ただ単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、生きがいを、さらには社会貢献につながり、障がいのある人の生活の質の向上に大変重要な要素となります。障がいのある人の雇用の促進については、それぞれの障がい者の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、また、授産施設などでの福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、企業、学校、施設、関係機関・団体などとの連携・協力により、支援体制の整備を図ります。

また、就職した後の支援や離職後の再訓練など、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

## 生活環境

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通などにおける様々なバリアを取り除き、すべての市民にとって安心・安全、かつ、生活に支障のない環境を整備することが大切です。

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

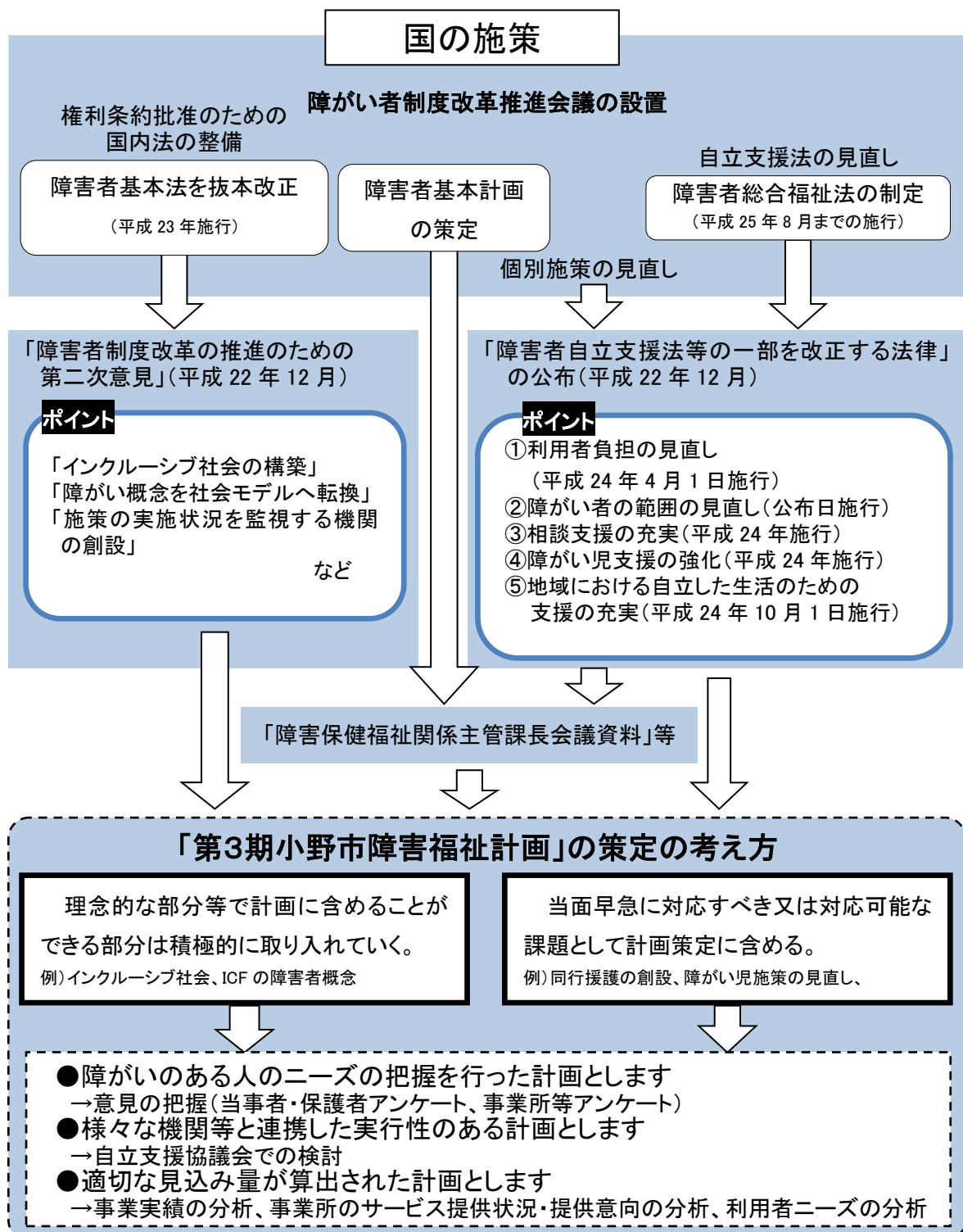
(バリアフリー新法)」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」などに基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。

また、近年、地震や台風、局地的な豪雨といった大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。災害対策や障がいのある人が犯罪

や事故などに巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても進めていく必要があります。そのため、地域住民をはじめ、様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立など、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

## 障がい福祉計画

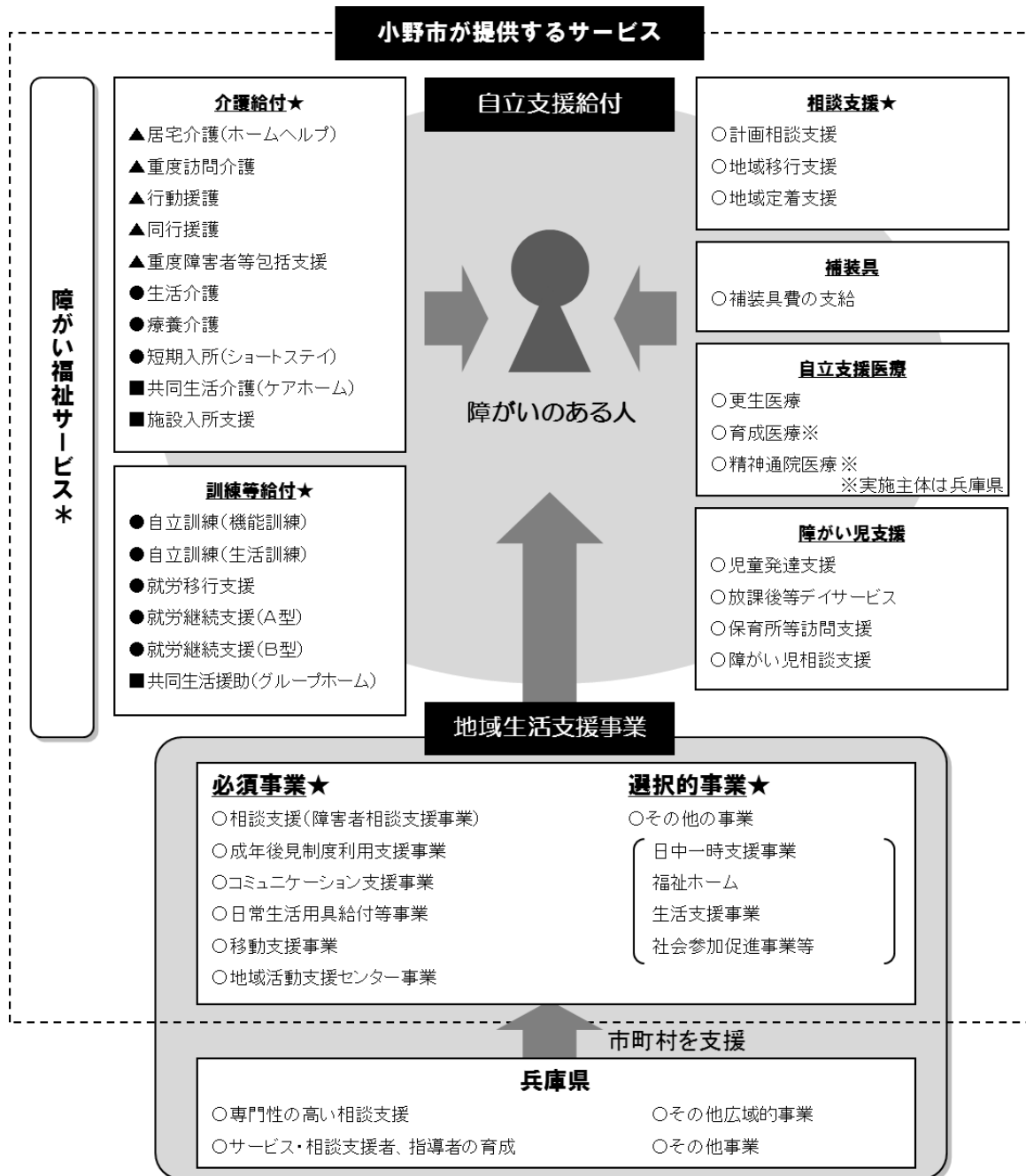
国の障がい者施策の制度改革を踏まえた計画策定を行います。



## 小野市が提供するサービス体系

障害者自立支援法に基づくサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となって、障がいのある人の自立支援に必要な介護サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。

障がい福祉計画は、こうした障がい福祉サービス等の確保を目的とした実施計画といえます。



\* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障がい福祉サービス」と定義し、限定的な用語として使われています。

\* 障がい福祉サービスの頭の記号の意味・・▲訪問系サービス ●日中活動系サービス ■居住系サービス

\* ★はこの計画に関連するサービス

## 障がい福祉サービス

訪問系サービス	
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。
日中活動系サービス	
生活介護	常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴・排泄・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	機能訓練は、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	生活訓練は、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援A型	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労
* 障害者自立支援法では、介護給付と訓練給付の各サービスはそれぞれ別給付として扱われ、限定的な用語として使われていない。	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労
* 就労継続支援B型	年齢や体力面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を
* 障害福祉サービスの頭の取柄の意味と★訪問系サービス	就労移行支援事業を利用し雇用される人への雇
* ★はこの計画に関連するサービス	用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間を含めて施設で入浴・排泄・食事等の介護を行うサービスです。
居住系サービス	
共同生活援助（GH）	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援などを受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、主に夜間や休日に相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行うサービスです。
共同生活介護（CH）	共同生活介護は、介護を要する知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、主に夜間や休日に入浴・排泄・

	食事等の介護を行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練若しくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスです。
指定相談支援（サービス利用計画作成）	支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況、生活環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

## 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定により、国の定める「地域生活支援事業実施要綱」に基づいて実施される事業で、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に実施される事業です。

実施される事業は、必須とされている「相談支援事業」、「成年後見制度」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」のほか、市町村の判断により任意に実施する「その他の事業」があります。

本市では、必須事業に加え、「その他の事業」として「更生訓練費給付事業」「施設入所者就職支度金給付事業」「知的障害者職親委託事業」「生活支援事業」「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、事業の充実を図ります。

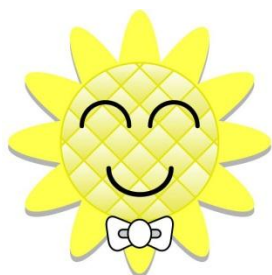
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がいのある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業です。
地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議など、地域の障がい福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす協議の場です。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を行う事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者等を設置し、聴覚・言語機能に障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介をするなどのコミュニケーション支援を行う事業です。
日常生活用具給付等事業	日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な全身性障がいをお持ちの方、交通機関の利用が困難な知的障がいをお持ちの方などに、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーが外出時の移動を支援する事業です。
地域活動支援センター事業	障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業等を行う施設に入所している障がい者に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。
施設入所就職支度金給付事業	就労移行支援事業等を利用し、就職等により、自立する障がい者に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。
知的障害者職親委託事業	知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な訓練と雇用の促進、職場における定着を図

	る事業です。
<b>生活支援事業</b>	
生活訓練等事業	知的障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。
本人活動支援事業	知的障がい者等が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のため社会に働きかける等の活動を支援する事業です。
ボランティア活動支援事業	障がい者等及びその家族等の団体が行う障がい者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び障がい者等に対するボランティア活動の支援を行う事業です。
<b>日中一時支援事業</b>	
障害児タイムケア事業	特別支援学校などに在籍している障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。
日中一時支援事業	障がいのある人に対して通所サービス事業所などで日中活動の場を提供する事業です。
<b>社会参加促進事業</b>	
手話・要約筆記奉仕員養成事業	聴覚障がい者等の交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成する事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市広報など障がい者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報を点訳・音声訳により定期的に障がい者等に提供する事業です。
障害者スポーツ大会開催事業	スポーツ活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、障害者スポーツ大会を開催する事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

## 障がいのある児童への支援の強化

児童発達支援	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
計画相談支援・障害児相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

本計画（概要版）についてのご質問・ご相談は下記まで



第2次小野市障がい者計画  
 第3期小野市障がい福祉計画 概要版  
 平成24年3月  
 小野市 市民福祉部 社会福祉課  
 〒675-1380  
 兵庫県小野市王子町806番地の1  
 TEL (0794) 63-1011  
 FAX (0794) 63-1204